



日本行政書士会連合会

平成28年11月25日発行 第529号 毎月1回25日発行

月刊 日本行政

2016 DEC

12

MONTHLY No. 529

EYES

権利義務・事実証明に関する書類の作成を考える

VOICE

雑感

国民の権利利益擁護に資する、行政書士制度の整備を!

特集

行政書士が育むADRの意義 ～ADR代理権取得についての考察～(その2)

「墓地、埋葬等に関する法律」実務上の留意点(その1)

都市計画法に絡む土地利用業務について ～都市計画法の概要～

この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



今こそ、全国4万会員のチカラを合わせて

がんばろう日本!
がんばろう
東北!

行政書士は震災復興の支援活動に取り組んでいます。
※全国の行政書士会員数(12.10.1現在)46,773名

「墓地、埋葬等に関する法律」実務上の留意点（その1）

＜第一業務部 警察・環境部門＞

墓理法に關与する実務の背景

近年、「墓じまい」すなわち先祖代々の石の墓（いわゆる「イエ墓」）を撤去し、承継の必要がない墓地・納骨施設等へ改葬する案件が全国的に急増している。人口減少とともに祭祀を承継する者のいない家庭が増加し、その需要に応じて樹木葬墓地や納骨堂、永代供養墓など、継ぐ者がいなくても契約可能な様々な形態の墓地・納骨施設が登場してきた（下部写真参照）。

さらには、散骨、骨仏（粉骨を持参すると、数百体分を練り混ぜ、大仏や観音像にして供養するもの。

中世からごく一部の寺院で実施されていた方法であるが、近年、引取手のない遺骨の増大が社会問題となるなか、新たに取り組む宗教法人も増えている）、手元供養（粉状にした遺骨をモニュメントやペンダントに入れて保管する。散骨と組み合わせて利用されることも多い）、宇宙葬など、数年単位で新しい納骨の手段が登場してきている。

このように、墓をめぐる事情がめまぐるしく変遷するなか、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」という。）が実情に合致しない面も露見しており、実務を行う際は注意が必要である。



カードキーをかざすと骨壺が
礼拝壇まで運ばれてくる搬送式納骨堂



認定NPO法人が運営する桜葬墓地



都立小平霊園の樹林墓地



新宿区の寺の納骨壇。個々の位牌が墓。骨壺は壇下に収蔵。

**骨子は昭和23年当時のまま、
散骨などの規定なし**

墓理法は戦後すぐの昭和23年に制定され、用語の定義を根底から修正する規模の大改正はないまま、現在まで経過している。近年の一部改正点として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第24条により、平成24年4月1日から墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等の権限が都道府県知事から市長（特別区の区長を含む）に移ったことが挙げられる。墓地・納骨堂などの許可案件を扱う際は、同じ都道府県内であっても、行政庁により許可基準となる条例がまちまちであるから、充分注意せねばならない。

改葬の手続については「墓地、埋葬等に関する法律施行規則第2条」に細かく規定されているのでここでは省くが、今後注目すべき情報を一点述べておく。従来、改葬の第一段階として、移転先の墳墓・納骨堂の管理者による「受入証明」がなければ改葬許可証が発行されることがなかったところ、近年は「受入証明なし」でも改葬許可証を発行する自治体がわずかながら出現していると報告されている（※1）。今後、散骨や自宅安置を目的として、墓地から遺骨を取り出す要望が相談者からあった場合には参考としたい。

※1 墓地に埋蔵した遺骨を取り出して自宅安置することを希望した相談者に対し、市は一度、受入先がないことを理由に改葬許可証の発行を拒否した。しかし、市民オンブズマンからの要求があり、「自宅への安置も改葬に相当する」として受入先なしでの改葬許可証が発行された（葬祭業者からの報告。遺骨を自宅に安置するのは墓理法に抵触しない＝後述）。

墓理法の骨子

一般に「埋葬」というと、墓地に遺骨を埋めることを指すと解釈しがちだが、墓理法制定当時は土葬が半数以上であったことに注意したい（※2）。

この法律で「埋葬」とは、「死体を土中に葬ること」と規定されており（第2条）、土葬のことを指している。「火葬」＝「死体を葬るために、これを焼くこと」（同条第2項）した遺骨を葬る場合はこれと区別さ

れ、埋葬ではなく「埋蔵」（納骨堂の場合は「収蔵」と表現されている（同条第4項）。

しかし、「改葬」については「埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと」（同条第3項）と書かれ、土葬や火葬の別なく、また行先が石の墓であろうと納骨堂であろうと区別せずに述べられている。

古いイエ墓であれば、墓石脇に彫られた戒名の柱数より埋蔵された骨壺の数が極端に少ない場合もある。骨壺のない分は土葬であることが推察されるが、改葬許可申請書を提出する際は、1つのイエ墓に対して土葬の分と火葬の分を分けて提出する必要はなく、1枚にまとめてしまって構わない。

「墳墓」とは、「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう」（同条第4項）とある。「埋葬」、「埋蔵」と「埋」の文字を用いているので、墳墓の定義は「地面よりも下」とであると解されている。火葬許可証（改葬許可証）がなければ、墳墓へ遺骨を入れることはできない。これは、出所不明の遺骨が出土した際、刑法第190条の「遺骨遺棄」に当たらないことを示すために設けられた制度といえる。近年は、親族の遺骨を手離したくないとの理由で長期にわたり自宅保管する人も増え、骨壺を保管するための「ご供養家具」なる商品も登場しているが、これらのケースは愛おしんで手元に置いているのであるから「遺棄」には当たらず、また地中に埋めていないので埋蔵ともいえない。墓理法は、「焼骨を何年以内に埋蔵しなければならぬ」とは定めておらず、死後何十年にわたり遺骨を自宅で保管しようと、違法には当たらない。

なお、日本では現在、火葬率が98%と世界一高いが、これは必ずしも先進国のスタンダードではない。火葬率が80%以上である国を挙げると、台湾90.04%、香港89.00%、スイス85.18%、チェコ80.87%、タイ80.00%（平成21・22年資料。特定非営利活動法人日本環境齋苑協会による）となっており、英米独仏は含まれていない。復活を信仰するカトリック文化においては土葬への関心が根強く、近年は遺体のエンバミング処理（血液を抜いて防腐処理し、長期保存可能とすること）も普及したため、衛生面で火葬

が推奨される動きも鈍くなっている。昨今、日本においてもムスリム（イスラーム教徒）人口が急増しつつあるなか、土葬の需要が今後増えてゆく可能性も十分に考えられる。

※2 所沢市立所沢図書館所蔵資料レファレンスによれば、日本の火葬率は明治政府が伝染病死者を火葬することを命じてから右肩上がりです。1925（大正14）年で36.2%（『日本大百科全書5』P.339～340）ないし43.2%（『日本葬制史』P.293～295）、1955（昭和30）年には54.0%（『民族小事典死と葬送』）とある。
http://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3/ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=10001490831955

散骨はいまだ、合法ではない

近年需要が増している散骨であるが、墓理法には定めがない。多くの業者が「海洋散骨」のパフレットを公開しており、一般市民の多くも散骨は国が認めるようになったと誤認しているが、いまだ「合法でも非合法でもない」というのが正解である。

散骨もまた、刑法第190条への抵触が問題となる。また、山中などへの散骨は、降雨によって河川へ流入するため流域住民の感情を考慮し、条例等で禁じられる傾向にある。墓理法は「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」（第4条）と定めている。撒かれた骨は、故意に埋めたものでないにせよ、いずれは土中に紛れてゆくので、墓地許可を取得した散骨場は別として、陸上での散骨は違法性がないとは断言できない。したがって現在行われている業者による散骨は海洋散骨である。岸の近くは漁獲業者などから風評被害を根拠とする損害賠償請求を受ける懸念もあるので、クルーザーである程度の沖合まで出て行われる。

昨今の散骨是認の根拠として、平成3年に法務省刑事局担当者が「葬送を目的とし節度をもって行う限り、死体遺棄には当たらない」という意味の見解を述べたことが挙げられる。この見解は一応のガイドラインとしては機能しているが、当該意見は文書で残されておらず、公式に散骨の合法性を認めた見解とは解釈しがたい。

なお、「節度をもって」の具体的内容として、死体遺棄と見間違えられないよう、焼骨を遺骨とは判

別できない程度に細かく砕いてパウダー状にし、近隣住民や漁民に影響しない場所で行う、ということが各業者の間でも共通認識となっているようである。

遺言、任意後見契約の場面でも注意が必要

昨今は、遺言者が散骨を希望するケースが増えている。知識のないまま「好きだった〇〇岳に撒いてほしい」などと要望する相談者もあるだろうが、前段の通り、散骨には現在のところ法的根拠がないこと、陸上及び岸壁付近では推奨されていないことを理解し、適切な助言を試みたい。

なお、遺言者が散骨を希望した旨を遺言執行者が理解している場合を除き、遺言によって散骨を指定しても実行されない可能性が高い（遺言を確認したときには既に埋葬済みになってしまう）ことも、遺言立案の時点で相談者に伝えたい。

また、任意後見契約（移行型）においても、死後事務を誰にどのように任せるとかを考慮しておく必要がある。承継する子などのいない墓がある場合には、相談者の死亡後に墓をどうするのかということを含め、意見を聴取しておくことが望ましい。「墓じまい」をする必要があるケースでは、そのための費用も検討しておく必要があるだろう。任意後見監督人が就任（あるいは法定後見がスタート）した後では、墓地のある宗教法人等へ永代供養料としてまとまった金額を納めることは困難になる場合もある。

（次号へ続く）

